

申請に対する処分

処分名	教育委員会の会議の傍聴許可
根拠法令	奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則第19条
所管課	教育委員会総務課

1 審査基準

何人も申請を行うことができる。

申請の方法

傍聴人受付名簿に氏名等必要事項を記入する。

許認可等の要件

次に掲げるいずれかに該当する場合を除き傍聴を許可する。

ア 酒気を帯びていると認められる者

イ 会議の妨害になると認められる器具等を携帯している者

ウ 前2号のほか、委員長が傍聴を不適當と認める者

2 標準処理時間

1 時間